

4年度	業 務 委 託 設 計 書			
業 務 名	令和4年度伊賀市島ヶ原行政サービス巡回車運行管理業務委託			
履 行 場 所	伊賀市島ヶ原地内			
委 託 料	¥			
履 行 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	設 計		
業 務 の 概 要		設 計		検 算
		業 種		業種コード
<p>運行路線 山菅・不見上線（1路線）1日8便</p> <p>行政サービス巡回車の運行管理（年間）</p> <p>行政サービス巡回車の運転（243日）、運転手の採用・教育・労務管理</p> <p>車両の整備、修理全般</p> <p>燃料油脂類の購入、給油及び交換</p> <p>除菌用備品の購入、補充</p> <p>事故処理に関すること</p> <p>自動車保険（任意保険）に関すること</p> <p>乗車運賃の徴収に関すること</p> <p>その他車両の管理・整備に関すること</p> <p>車検時における重量税・自賠責保険料は委託者が負担する</p>		委託価格 ¥		
		税（官積） ¥		

伊賀市島ヶ原行政サービス巡回車運行管理業務委託仕様書

1. 目的

道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、自家用自動車による乗合旅客運送を行うことにより、地域の生活交通手段の確保と住民福祉の向上に資することを目的とする。

2. 業務内容

①行政サービス巡回車の運行管理

- ・旅客自動車運送事業の運行管理者の資格を有するものが運行管理を行うこと。
- ・旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第48条の2の規定に準じ、運転基準図の作成、運行表の作成等運行に必要な運行管理を行うこと。
- ・受託者は、本業務委託契約の締結後から業務開始前までに、本業務にあたる運行管理者の資格証の写しを委託者に提出すること。
- ・受託者は、道路交通法の規定に基づき、酒気帯びの有無の確認及び記録の保存を行うこと。

②車両の運転

- ・乗務員（運転者）の採用・教育及び労務管理業務
- ・市の行政サービス巡回車を運行していることを常に自覚し、安全運転と利用者への誠意ある接遇を徹底し、そのために必要な乗務員の指導及び教育に努めること。
- ・乗務員に対し、運行する道路の状況、気象条件等安全な運行を確保するため必要な事項について適切な指導を行うこと。
- ・旅客自動車運送事業運輸規則第21条の規定に準じ、勤務時間に関する基準を満たすため、十分な数の乗務員を確保すること、
- ・乗務員については、大型（中型8t限定解除を含む）免許取得者のうち道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の16第1項の要件を備えている者とする。
- ・受託者は、本業務委託契約の締結後から業務開始前までに、本業務にあたる乗務員全員の運転免許証の写し（両面）を委託者に提出すること。
- ・受託者は運行車両の鍵の管理を行うこと。
- ・運行車両は、原則、市が指定する場所で保管すること。受託者が保管場所を用意する場合は委託者の許可を得ることとし、かかる経費は受託者が負担すること。

③車両の整備（車検整備、定期整備を含む）、修理全般

- i) 事業用自動車に必要なとされる点検整備を実施し、各月の業務完了後乗務記録

及び日常点検表の写しを委託者に提出し検収を受けるものとする。

ii) 通常点検、修理及び車検を含む定期点検時の業務範囲は次のとおりとする。

- ・ 日常仕様点検
- ・ 洗車、清掃、ワックスがけ
- ・ エンジン及び下廻りスチーム洗浄（車検時のみ）
- ・ 下廻り防錆黒塗り塗装（車検時のみ）
- ・ 定期点検時及び車検時のそれぞれの指定項目点検、調整及び清掃
- ・ 車検時の完成検査
- ・ 車検に要する費用の支払い（手数料：印紙含む、整備費）
- ・ エアークリーナーエレメント交換
- ・ スパークプラグ交換
- ・ ディスクブレーキキャリパー分解、点検及び清掃
- ・ ディスクブレーキパッド交換
- ・ ホイールシリンダーカップ交換
- ・ ブレーキライニング交換
- ・ ブレーキオイル、オートマチックオイル及びエンジンオイルの補給及び交換
- ・ オイルエレメント交換
- ・ ワイパーブレードゴム交換
- ・ ウォッシャー液補給
- ・ ファンベルト交換
- ・ 電球交換
- ・ タイヤ交換（入替、バランス調整、廃タイヤ引取り含む）
- ・ バッテリー交換（液補充含む）
- ・ 冬用装備（スタッドレスタイヤ、タイヤチェーン等）

iii) 次の各本体の修理及び交換に要する費用は委託者の負担とし、次の各本体の修理及び交換以外に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

- ・ エンジン本体
- ・ インジェクションポンプ本体
- ・ エンジンコントロールユニット（コンピューター）本体
- ・ オートマチックトランスミッション本体（コンピューターユニットを含む）
- ・ ディファレンシャル本体
- ・ ステアリングギアボックス本体
- ・ エアコンディショナーの主要機構本体（エバポレーター・コンデンサー・駆動用エンジン・コンプレッサー）
- ・ エアコンプレッサー本体
- ・ 燃料式ヒーター本体
- ・ ラジエーター本体

- ・ ブレーキのアクチュエーター本体
- ・ スライドドア及びオートスライドドアモータ本体
- ・ オートスライドステップ本体
- ・ 腐食による車体の損傷等
- ・ 発電用エンジン及び関連部分
- ・ クラッチディスク・プレッシャープレート・フライホイール
- ・ 足廻り（ベローズ及び各種ラバー）交換
- ・ 車検時の重量税及び自賠責保険料

④燃料油脂類の購入、給油及び交換

⑤除菌用備品の購入、補充

⑥不測の事態に関すること

i) 連絡体制に関すること

- ・ 受託者は、契約締結後、通常時・緊急時及び災害時の連絡体制等を書面にて委託者に通知すること。
- ・ 受託者は、緊急時に連絡がとれるよう乗務員に携帯電話等の通信機器を常備すること。

ii) 事故処理に関すること

- ・ 乗務員は事故等があった場合又は使用車両を損傷した場合、警察に届けるほか臨機の処置をとり、速やかに委託者に連絡しその指示を受けること。
- ・ 事故の際の交渉、補償、修理に係る一切の手續及び対応（搭乗者対応、運行事業者持込車両による代替車両の手配を含む）を受託者においてとること。
- ・ 受託者は顛末及び再発防止策について、書面により委託者に報告すること。

iii) その他不測の事態への対応に関すること

- ・ 乗務員は、運行中に自然災害、道路障害、事件事故、車両故障、その他やむを得ない事由により運行に支障が生じ又は生じる恐れがある場合、直ちに乗員の安全を確保する措置をとり、速やかに委託者に報告すること。
- ・ 受託者は、乗務員の事故その他やむを得ない理由により、運行に支障が生じ又は生じる恐れがある時は、直ちに現場状況等の確認をすると共に、速やかに委託者に連絡し、必要に応じ代替乗務員を配置するなど適切な処置をとること。

⑦自動車保険（任意保険）に関すること

- ・ 受託者は、本業務の履行にあたり使用する車両全てについて、次の保障基準以上の自動車保険（任意保険）に加入し、加入を証明できる書面の写しを契約時及び更新時に委託者へ提出すること。

対人保険 無制限

対物保険 無制限

人身傷害補償保険 1名あたり 5,000万円

搭乗者傷害保険 1名あたり 1,000万円かつ1事故につき 1億2,000万円

無保険車傷害保険 1名あたり2億円
車両保険

⑧乗車運賃の徴収及び業務報告等に関すること

- ・受託者は、毎月の乗務員運転予定名簿を月初までに委託者に提出すること。
- ・乗務員は、伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第22号）第4条に定める乗車運賃を乗客より徴収すること。
- ・受託者は、乗客に渡す釣銭を準備すること。
- ・乗務員は、車内において停車中に回数券の販売（領収証の準備を含む）を請け負うこと。回数券は市が作成する。車内販売用の回数券は、受託者において管理すること。
- ・乗務員は所定の運行日誌、乗車実績、販売した回数券の金額、回数券の残数等を記録し、委託者が指定する方法で月報にて受託者から市交通政策課へ報告すること。また、運賃収入（販売した回数券がある場合はその代金を含む）は毎月月末締めで委託者の指定する方法により翌月10日までに委託者に支払うこと。
- ・委託者は受託者に対し、本業務の処理状況について随時調査し必要な報告を求めると共に、本業務の実施について必要な指示を行うことができるものとする。

3. 委託期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

4. 業務の実施場所

伊賀市島ヶ原支所管内

5. 運行路線

- ・山菅・不見上線
- ・詳細については、別紙路線図及び時刻表のとおり
- ・自然災害や道路工事等による臨時の迂回、運行時間等の変更又は運行中止等については、原則として委託料の変更は行なわない。

6. 運行車両（1台）

- ・次の市有車両を使用し運行する。

三重200 さ 1243

（トヨタ15人乗・ハイエース 平成18年10月登録）

- ・乗務員は、原則委託者が指定する車庫に使用車両を格納すること。

7. 運行日 《令和4年度 243日間》

令和4年4月1日～令和5年3月31日までの土曜、日曜、
祝日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く平日とする。

8. 運行便数

《令和4年4月～令和5年3月 1日8便》

9. 運行走行距離

《令和4年4月～令和5年3月 1日8便》
1日当たり約106.3km

10. 管理時間

《令和4年4月1日～令和5年3月31日》
午前6時45分～午後6時45分

11. 委託料の支払方法

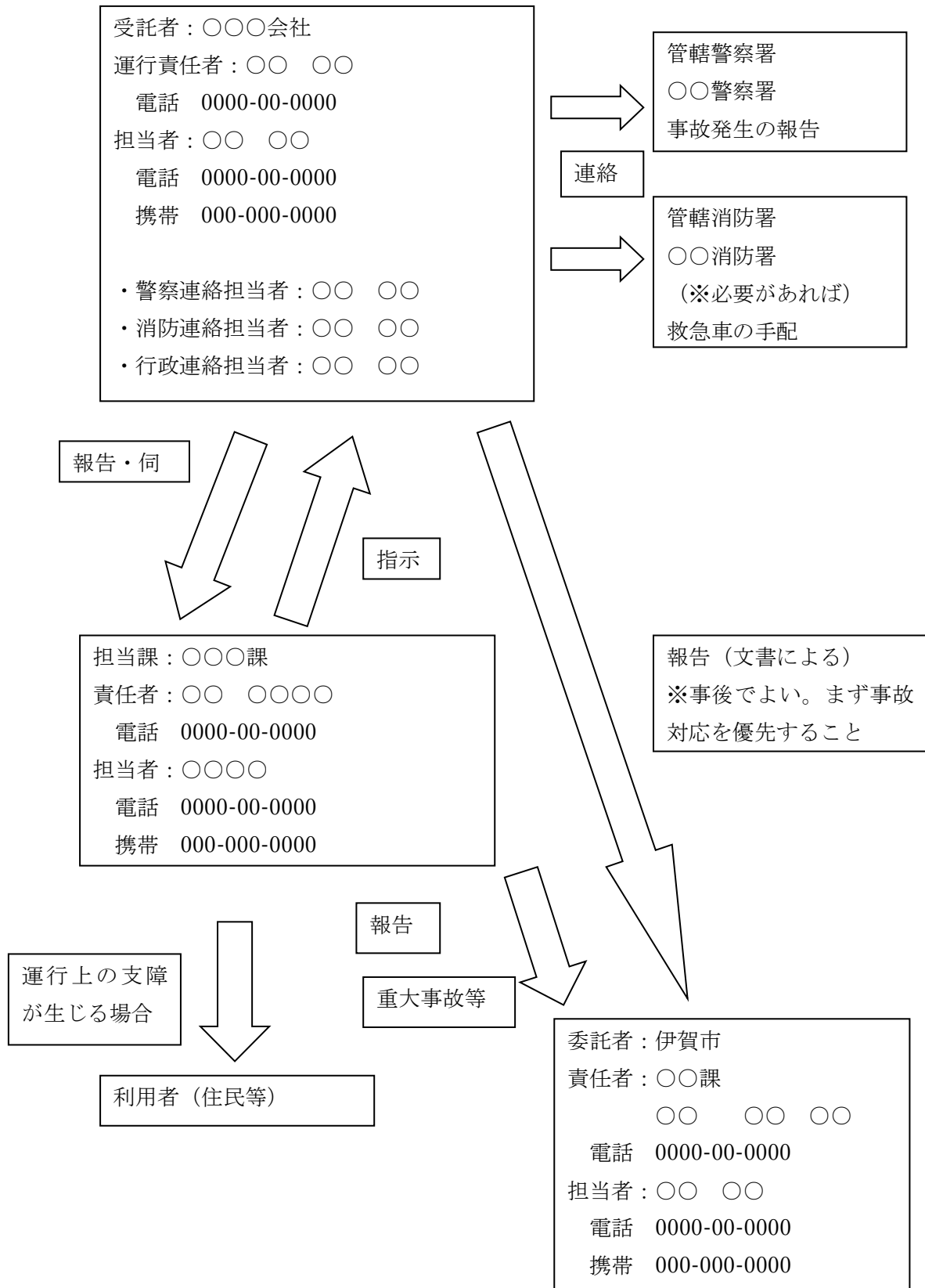
毎月末日締め、翌月支払いとする。

12. その他

- ・安全運転研修を定期的を実施すること。
- ・受託者は、事前に業務内容を把握し、年度当初からの本業務に支障のないよう準備すること。
- ・一般的な路線バスと同様、事前許可を受けた内容による定時・定路線の運行を遵守すること。
- ・運行にあたって、高齢者や通学の児童・生徒が主な乗客になると見込まれるので、乗客に応じた対応に配慮するよう指導すること。特に、他公共交通機関との乗り継ぎには注意を払うこと。
- ・委託期間途中で他の公共交通機関の改正、委託者の施策等により運行内容に変更が生じた場合、委託内容及び委託料については協議の上で受託者は委託者の指示に従うものとする。
- ・その他契約書及び仕様書に明示のない場合、又は疑義を生じた場合は、委託者と受託者の双方が誠意を持って協議の上定めるものとする。

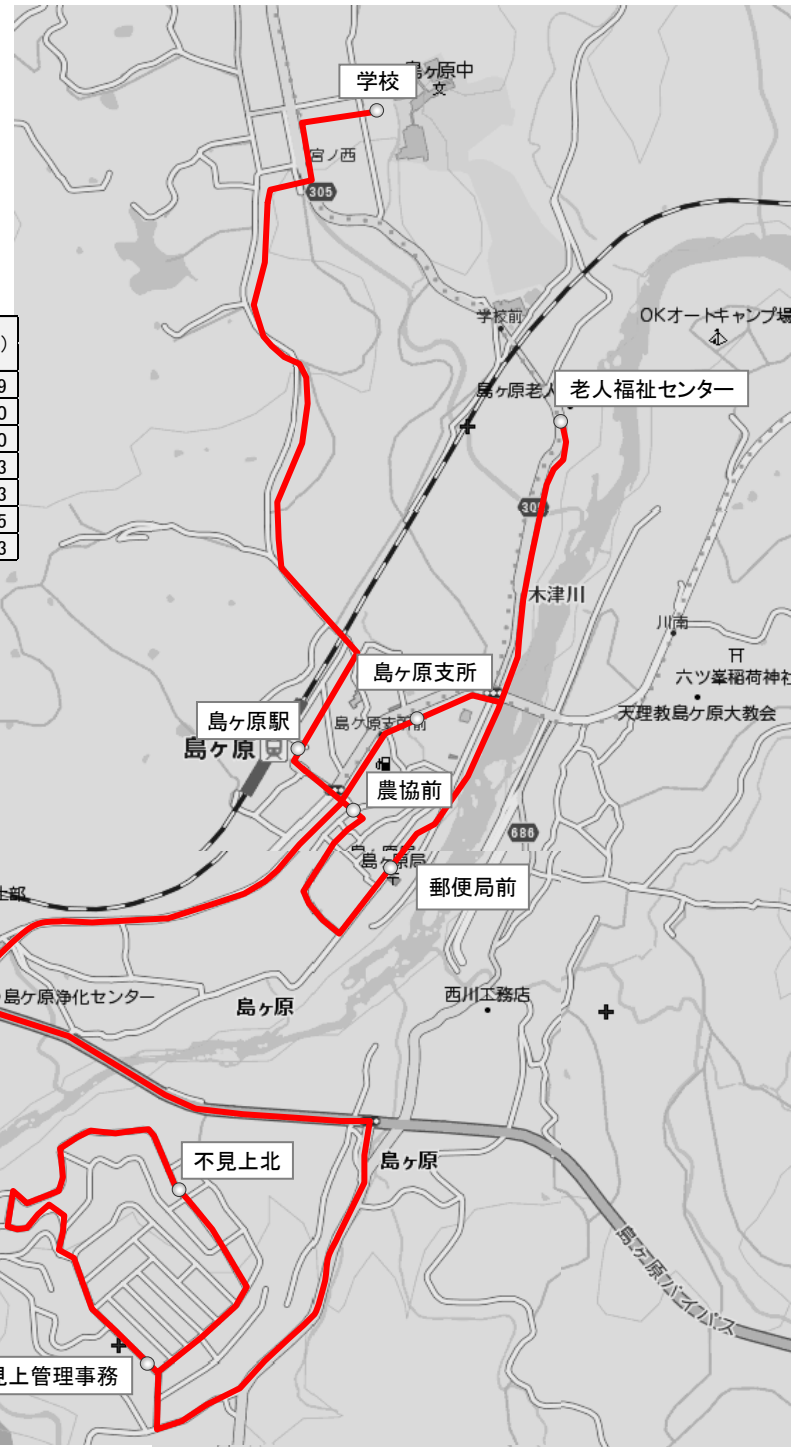
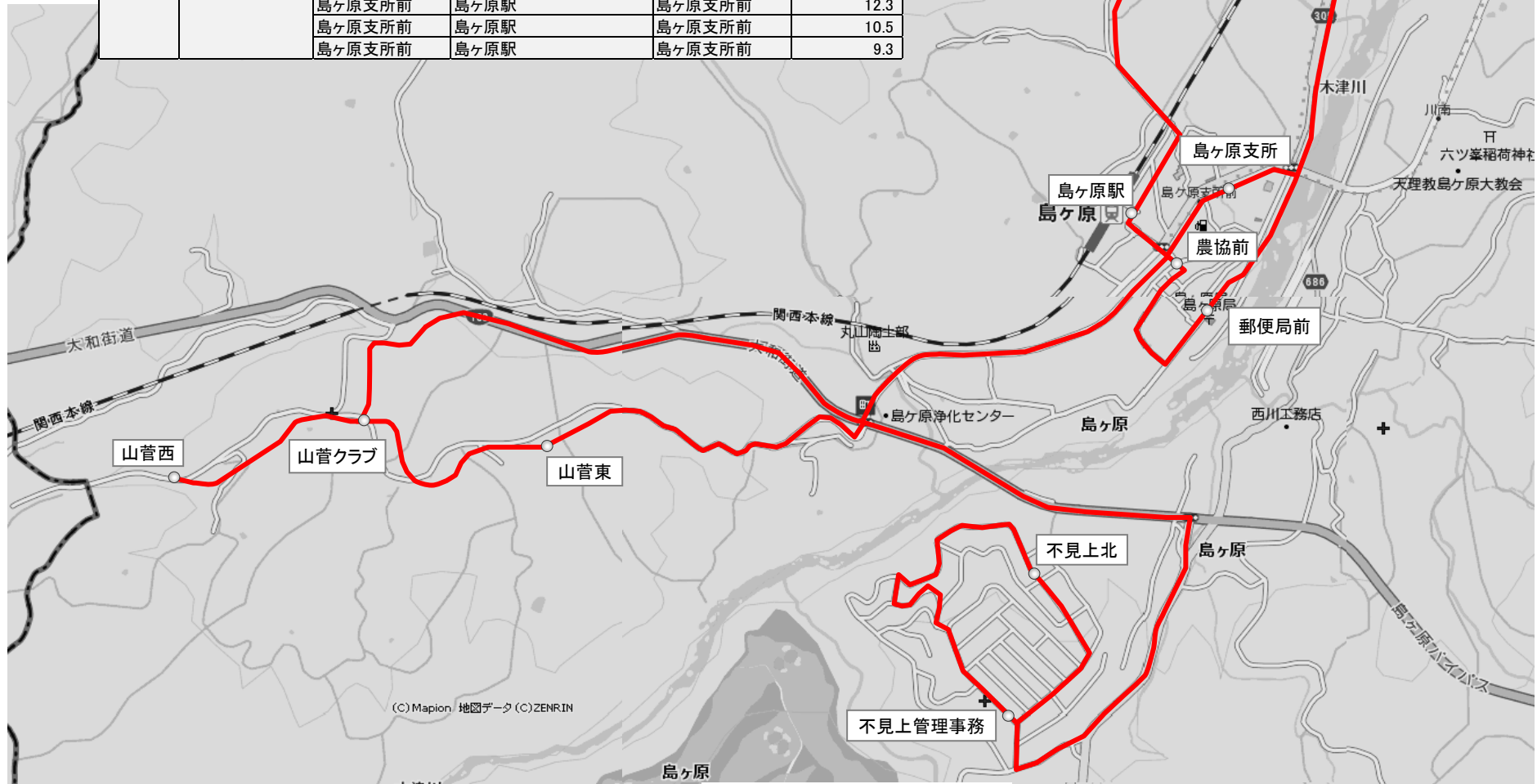
以上

事故発生時等の緊急連絡体制図



島ヶ原行政サービス巡回車運行路線図

線種	路線名	運行系統			キロ程(平均)
		起点	経由地	終点	
—	山菅・不見上線	島ヶ原支所前	島ヶ原駅	島ヶ原支所前	9.9
		島ヶ原支所前	老人福祉センター	島ヶ原支所前	12.0
		島ヶ原支所前	老人福祉センター	島ヶ原支所前	12.0
		島ヶ原支所前	学校	島ヶ原支所前	13.3
		島ヶ原支所前	島ヶ原駅	島ヶ原支所前	12.3
		島ヶ原支所前	島ヶ原駅	島ヶ原支所前	10.5
		島ヶ原支所前	島ヶ原駅	島ヶ原支所前	9.3



行政サービス巡回バス 運行時刻表

第1便		JR		三交バス	
乗場	時刻	上り	下り	中矢行	上野行
島ヶ原支所前	7:07				
山菅東	7:14				
山菅クラブ	7:16				
山菅西	7:18				
山菅クラブ	7:20				
島ヶ原駅	7:29		7:40		
不見上管理事務所	7:35	児童・生徒優先			
島ヶ原駅	7:41				
不見上北	7:48				
不見上管理事務所	7:50				
島ヶ原駅	7:56	8:04	8:04		
島ヶ原支所前	7:58				

行政サービス巡回バス 運行時刻表

第2便		JR		三交バス	
乗場	時刻	上り	下り	中矢行	上野行
島ヶ原支所前	9:21				
島ヶ原駅	9:23	8:42	9:03		
不見上北	9:31				
不見上管理事務所	9:33				
山菅東	9:41				
山菅クラブ	9:42				
山菅西	9:44				
山菅クラブ	9:46				
島ヶ原駅	9:55	10:03	10:03	10:06	10:40
島ヶ原駅	10:05				
農協前	10:07				
郵便局前	10:09				
老人福祉センター	10:12				
島ヶ原支所前	10:17				

行政サービス巡回バス 運行時刻表

第3便		JR		三交バス	
乗場	時刻	上り	下り	中矢行	上野行
島ヶ原支所前	11:15				
老人福祉センター	11:22				
郵便局前	11:25				
農協前	11:27				
島ヶ原駅	11:29				
島ヶ原駅	11:30	11:08	11:09		
不見上北	11:37				
不見上管理事務所	11:39				
山菅東	11:45				
山菅クラブ	11:47				
山菅西	11:49				
山菅クラブ	11:51				
島ヶ原駅	12:00	12:09	12:10		12:50
島ヶ原支所前	12:02				12:51

行政サービス巡回バス 運行時刻表

第4便		JR		三交バス	
乗場	時刻	上り	下り	中矢行	上野行
島ヶ原支所前	12:15				
老人福祉センター	12:22				
郵便局前	12:25				
農協前	12:27				
島ヶ原駅	12:29				
島ヶ原駅	12:30	12:09	12:10		
不見上北	12:37				
不見上管理事務所	12:39				
山菅東	12:45				
山菅クラブ	12:47				
山菅西	12:49				
山菅クラブ	12:51				
島ヶ原駅	13:00	13:09	13:10		
島ヶ原支所前	13:02				

行政サービス巡回バス 運行時刻表

第5便		JR		三交バス	
乗場	時刻	上り	下り	中矢行	上野行
島ヶ原支所前	14:40				
学校	14:50				
島ヶ原駅	14:54	14:09	14:10		
不見上北	15:01				
不見上管理事務所	15:03				
山菅東	15:09				
山菅クラブ	15:11				
山菅西	15:13				
山菅クラブ	15:15				
島ヶ原駅	15:24	16:09	16:10		
島ヶ原支所前	15:26				

行政サービス巡回バス 運行時刻表

第6便		JR		三交バス	
乗場	時刻	上り	下り	中矢行	上野行
島ヶ原支所前	16:00				
学校	16:10				
島ヶ原駅	16:14	16:09	16:10		
不見上北	16:21				
不見上管理事務所	16:23				
山菅東	16:29				
山菅クラブ	16:31				
山菅西	16:33				
山菅クラブ	16:35				
島ヶ原駅	16:44	16:45	17:02	16:51	
島ヶ原支所前	16:46				16:52

行政サービス巡回バス 運行時刻表

第7便		JR		三交バス	
乗場	時刻	上り	下り	中矢行	上野行
島ヶ原支所前	16:46				
学校	16:56				
島ヶ原駅	17:00	17:12	17:02		
島ヶ原駅	17:03				
不見上北	17:10				
不見上管理事務所	17:12				
山菅東	17:18				
山菅クラブ	17:20				
山菅西	17:22				
島ヶ原駅	17:30	17:39	17:39		17:30

行政サービス巡回バス 運行時刻表

第8便		JR		三交バス	
乗場	時刻	上り	下り	中矢行	上野行
島ヶ原駅	17:40	17:39	17:39		
不見上北	17:47				
不見上管理事務所	17:49	17:39	17:39		
山菅東	17:55				
山菅クラブ	17:57				
山菅西	17:59				
島ヶ原駅	18:08	18:15	18:15	18:48	
島ヶ原支所前	18:10				18:49